様式Ａ－１

申請等に対する処分一覧表

（令和 8 年（2026 年）1 月 29 日作成）

［所管：市民協働部コミュニティ政策課］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	特定非営利活動促進法	１２－１	特定非営利活動法人の設立の認証又は不認証	B	A
2	特定非営利活動促進法	２５－５	特定非営利活動法人の定款の変更認証又は不認証	B	A
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
１０					
１１					
１２					
１３					
１４					
１５					
１６					
１７					
１８					
１９					
２０					

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定非営利活動法人の設立の認証又は不認証
根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法　第１２条第１項
所管部課（室）係名		市民協働部コミュニティ政策課協働総務係
審査基準	関係条項	
	基　準	所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 一　設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二　当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 三　当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成三年法律第七十七号）第二条第二号 に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。） ロ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 四　当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２４年４月１日設定（平成２７年５月２０日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　２か月２週間　（注：休日含む）
	内訳	経由期間　　０　日　（　　事務所） 処分期間　　２か月２週間　（市民協働部コミュニティ政策課）
	設定等年月日	平成２４年４月１日設定（令和３年６月９日最終変更）
備考		

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定非営利活動法人の定款の変更の認証又は不認証
根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法　第２５条第５項
所管部課（室）係名		市民協働部コミュニティ政策課協働総務係
審査基準	関係条項	
	基　準	所轄庁は、第二十五条第三項の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その変更を認証しなければならない。 一　設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二　当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 三　当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号 に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。） ロ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 四　当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２４年４月１日設定（平成２７年５月２０日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　２か月２週間　（注：休日含む）
	内訳	経由期間　　０　日　（　　事務所） 処分期間　　２か月２週間（市民協働部コミュニティ政策課）
	設定等年月日	平成２４年４月１日設定（令和３年６月９日最終変更）
備考		